

会 議 の 名 称	議員定数・報酬等検討 特 別 委 員 会 政 務 活 動 費 分 科 会	開催月日・令和6年10月23日 開会時間・午前・午後10時01分 閉会時間・午前・午後10時59分
出 席 者	後藤 徹 安井 智子 川柳 雅裕 後藤 國弘 南谷 佳寛 山田 紘治	
欠 席 者		
オブザーバー		
傍 聴 者		
説明のために 出席した者	藤井議会事務局長、堀議会総務課長補佐、森議会総務課主任	
協 議 事 項	・調査事項に関する事務局からの報告 ・支給方法について ・金額の算定方法について	

山田座長

政務活動費分科会を行いたいと思います。本日の協議事項が政務活動費の支給方法及び支給金額についてを議題といたします。

まず事務局から、前回の分科会で委員から質問のあった点についてご説明をお願いいたします。

議会総務課員

資料の「01 説明資料」に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、委員からはどういったことに政務活動費を支給できるのかという質問がありましたので、それについては 1 ペーから 3 ページ目までに、それぞれの費目ごとにまとめてあります。

研究研修費については、主にセミナーの受講料と謝金になってくるかと思います。調査旅費については、会派で視察に行かれた場合の宿泊費等が主な使い道になります。資料作成費は皆さん基本的に資料のコピー代に使っていて、資料購入費は主に書籍の購入費として使っています。広報費については会派としての活動報告書等々の作成代、新聞の折込代として使っていて、最後、広聴費についてはほとんど使われていないです。ここの支出できるものに折込費用と書いてあるんですけど、広報費でも同じことが書いてありまして、会派としての活動報告書に関しては折込費用も広報費として計上してあります。

次に 4 ページに関しては、委員から今どういったことに政務活動費を使っているのかという質問がありましたので、それについての説明になります。

年度ごとの政務活動費支出状況ということで、コロナ禍の令和 2 年から 4 年までは特殊で、ほとんどが広報費として使われていて、その他の活動には使われていなかったのので除外して、平成 27 年から令和 5 年までを確認しました。

一番右の執行率という黄色の塗りつぶしてある部分の言葉が間違っていて申し訳ないんですけども、執行額を支給額で割ったわけではなくて、実際に皆様が政務活動として使われて申請をされた金額がこの右から 2 番目に合計というところに載っているんですけど、それを支給された金額で割っています。平成 27 年度が 103%で 28 年度が 107%という形で、合計すると大体 101%になっています。下の黄色の塗りつぶしに関しては、費目ごとに使った割合が記載されています。

全体が 4 ページになりまして、5 ページから 7 ページに

は、会派の人数ごとに確認をした結果が載っています。

基本的に全体の傾向とほとんど変わりがなくて、執行率はおおむね 100%、費目ごとの使い道に関しても、会派 1 人の場合、2 人の場合、3 人以上の場合でほとんど違いはないということです。会派が 3 人以上の場合の調査旅費に関しては高くなっているんですけど、これは広報費はスケールメリットが働いて、会派の人数が増えてもそれに比例して広報費が高くなることはないですけど、切符代に関しては人数が増えた分だけ高くなるものですので、調査旅費については会派の 3 人以上のところは多い傾向にありますけど、全体的にはほとんど会派の人数によって支出の傾向に違いはないのかなと思いました。

次に 8 ページに関しては、政務活動費の支給方法についての質問がありましたので、それについて確認しました。まず 8 ページは政務活動費の支給方法の県内 21 市ということで、支給の方法として、会派に支給する方法と、個人に支給する方法、会派もしくは個人どちらかを選択する方法と、県内 21 市には事例がなかったんですけども、会派と個人に分けて支給をする方法の四つがございます。

岐阜市は会派と個人の選択制で、この現状という欄の個人については、基本的に選択制とはいいつつもほとんど個人に支給されているということを示しています。

会派支給の欄の中に三角で記されている部分は、会派もしくは会派に属していない個人ということで、会派に所属している方は会派に支給されるというもので、羽島市の場合は全員会派を結成していることから、実質的には会派支給だろうということで、こちらに記載をしてあります。

8 ページの下段に合計を記載しておりますけれども、政務活動費を支給している 17 の自治体で、10 市が会派支給、4 市が個人支給、3 市が選択制で、選択制の中でほとんどが個人支給ということで、会派支給が 10、個人支給が 7 という分かれ方をしていました。

次に 9 ページをお願いします。これは同一規模の自治体の事例です。先ほど申し上げた議員及び会派それぞれに分けて支給しているのは、この緑色で塗り潰した山梨県の笛吹市だけで、あとは他の三つのどれかの支給の仕方をしていると。ちなみに山梨県の笛吹市は会派と個人それぞれにつき 1 万円ずつ支給という形になっていました。

10 ページ目の下段に合計が書いてありますけど、会派支給が 21、個人支給が 18、選択制が 4 で会派及び個人が 1 ということで、選択制はほとんど現状個人に支給していまし

たので、それも含めると会派支給が 21、個人支給が 22 という形で半々に分かれていました。

最後に支給金額について 11 ページをご覧ください。こちらは前回の分科会で資料として出しましたがけれども、県内他市のいろいろなデータを整理したものになっていまして、支給金額は 12 万円が圧倒的に多いです。羽島市の現状を申し上げると市民 1 人当たりの政務活動費の額ということで、8 万円の政務活動費を市民 6 万 6,774 人で割ったときに、1 人当たり大体 1.2 円ということで、これは支給している団体の中では最も低いということが分かりました。

11 ページの最下段の緑色に塗りつぶしている欄が県内の平均になるんですけれども、市民 1 人当たりの金額は平均すると大体 2.62 円ということで、羽島市の倍以上の金額が平均となっているということです。

ちなみに、県内平均額 2.62 円でいうと、羽島市の場合は約 17 万 5,000 円ほどが、市民 1 人当たりの金額を平均まで引き上げた場合の金額ということで、ただ岐阜市が突出して高いということで、岐阜市を除いた場合、大体市民 1 人当たり 2.1 円ほどになりますので、そうすると約 14 万円ほどになるということです。

次に 12 ページ目、人口規模が 6 万人から 7 万人の場合の同じ資料なんですけど、平均が 13 ページ目の最下段に載っていまして、平均で 1 人当たり 4.25 円ということで、仮にここまで引き上げると、羽島市の場合だと約 28 万円になります。

ただ、同規模人口の中でもやはり突出して高いところがありますので、例えば 50 万円以上の場合を除くと平均 1 人当たり 3.29 円ということで、約 22 万円でした。

さらに、ここの表に財政力指数という指標がありまして、羽島の場合は財政力指数 0.76 ですが、それに近い 0.7 から 0.8 ぐらいまでを平均すると約 3 円ということで、それを羽島市に持ってくると約 20 万円という金額が、支給金額の参考になるかなと思いました。

次第を見て頂くと、この後、座長から支給方法について、金額の算定方法について議論して頂くかと思うんですけど、その中に積み上げ方式と記載がありますが、これについては以前、議会総務課長から、個人の場合、皆様がどういう使われ方をしているのか、もしくは今後どういう使い方をしていきたいのか、ということ積み上げてはどうでしょうかという話があったかと思うんですけれども、そのように積み上げるのか、もしくは今申し上げたような他

市の事例を参考にして金額を決めていくのかということ
を、この後、議論して頂くと思うんですけども、積み上げ
方式というのはそういったことになります。

ここまでの、前回委員から質問のあった件に対しての報
告で、長くなって申し訳ないんですけど、付随して、「02
【参考】全国市議会…」というファイルを見て頂きたいで
す。こちらは全国市議会議長会が毎年とりまとめている政
務活動費の状況についての資料になりますので、参考まで
にお伝えさせていただきます。

「22-1 政務活動費の交付状況」ということで、交付し
ている自治体と交付していない自治体の割合です。羽島市
が属している5～10万人未満の自治体に関しては91.5%が
交付していて、8.1%が交付していない。全体としても88.8%
が交付していて10.9%が交付していないという状況で、ほ
とんどの自治体で政務活動費が交付されている状況が分か
ります。

次に「22-2 政務活動費の交付対象」ということで、先
ほど説明したものと同じ資料になるんですけど、全体でみ
ると会派が36.5%、議員が23.6%、会派または議員、この会
派または議員というのは先ほどでいうと三角なので、羽島
市の場合は実質的に会派に関しては30.9%で、会派及び議
員両方に支給するのが1.9%で、選択制が6.4%というこ
とで、大体6割ぐらいが会派に支給されていて、その他が議
員もしくはという形になっていることが分かります。この
傾向は羽島市の属している5～10万人の人口段階で考え
てもほとんど違いはないということです。

4ページに関してですけれども、「22-7、1人当たりの
交付月額」が書いてありますけど、こちらは5～10万人未
満の自治体でいうと月額1万円未満、なので羽島市がこれ
に該当しますが、これは1.9%で4団体しかないという状
況で、1万円以上2万円未満が47%、2万円以上3万円未
満が32.6%ということで、大体が1万円から3万円の間の
支給額になっているということです。

あとは、5ページ「22-9 公開の状況」では、収支報告
書や領収書は羽島市も含めほとんどの自治体が公開してい
ます。羽島市も支出伝票とか活動報告書は公開していなか
ったと思うんですけど、羽島市が公開していない活動報告
書は7割ぐらいのところは公開しているとか、そういったこ
とが資料には載っています。

長くなりましたけど、以上で説明は終わります。

山田座長	事務局にご説明を願いました、まず支給方法なんですけれども、会派支給を継続していくのか、個人支給にするのか、会派と個人に分けてそれぞれ支給するのか、会派と個人の選択制にするのか。この四つについて議論をして頂きたいと思います。
南谷佳寛委員	選択制は会派と個人とをその会派で決めるということなんですよね。
議会総務課員	選択制は会派ごとに個人にするのか、会派でもらうのかを決めるということです。
南谷佳寛委員	それがいいと思います。できれば会派で一緒に行動するのもいいんですけど、やっぱり個人で行きたい場合もあるので会派で選択制がいいと思います。
川柳委員	私は、なんで8万円だということを本当に11年間思い続けていて、自分が初めて議員になったときからこの金額だったんですが、何で8万円なんだろうと聞いても、当時の議員からいい返事が返ってこなかったんですよ。ただ、国会とか他の自治体で政務調査費という名前であった頃に不祥事があって、それで市民に媚びて下げたんじゃないかということは聞いてたんだけど。 僕は結論として月1万円の12万円ぐらいにするのが一番分かりやすいかなと思うし、今回そう思ったことが、発表して頂いた様々なデータと一緒にような気がするもので、昨今の物価高にも対応して12万円ぐらいにして、支給方法については柔軟に考えるのがこれからの考え方かなというふうに私は思います。
山田座長	金額についてはまた別個で考えるということで、支給については会派と個人の自由性ということだよね。
川柳委員	はい。
後藤徹委員	選択制でいいと思います。
後藤國弘委員	支給方法に関しては、会派で使う場合と個人で使う場合では大きくその幅が変わってくると思うので、会派だと割と固定された使い方しかできないんですけど、個人だと他の活動にも利用できるかなということで、私としては個人

安井委員	がいいかなとは思いますが、ただ個人支給されたものを会派に会費のように払う部分も少し残して、政務活動費として会派で動く場合のある程度のお金はあってもいいかなと思います。どちらかといえば個人支給がいいかなと。 会派支給でいいと思うんですけども、ただ個人でも使われる方が多々いるので、その辺は会派で話し合っただけで自由に使う形にしてもいいのかなと。 例えば会派で8万円来ましたが、そのうち半分は個人でも使っていていいですよとして、でも個人でそれだけ使えない場合は、会派にそのまま残してという幅の広い使い方をしていきたいなと。
山田座長	要するに8万円という権利は個人が持つと。会派で例えば8人いて64万入ってくるわけですけども、その中でお互いに8万円の権利はあるけれども、その会派の中で話し合っただけで、いくらかは個人でも自由に使えるよってという枠を作っておく使い方をすると。
安井委員	それは選択制になるんですか。
議会総務課員	選択性に関しては8万円を個人に渡すか会派に渡すかでははっきりと分かりますので、安井委員のおっしゃられたような形だと、選択制はあまりそぐわないかなと思います。 あと、説明が不足していた部分があるんですけど、仮に個人支給になったとしても、会費を納めるという形ではなくて、例えば活動報告書を作られたときに20万円かかって5人いたとして、それを等分して4万円ずつ個人支給の中から払うという形はできますので、個人に支給することになったなら会派での活動が全くできなくなるとか、そういったことではないということになります。 個人支給のメリットデメリットということで、会派に関してはお話を聞いていると、会派で合意形成が必要になって活動に関して制限があるということ。個人支給に関しては柔軟に動けるようになるのかなというところなんです。 あと、政務活動を個人でされていると思うので今までも費用がかかっていたと思うんですけども、そういったものを公費で見ることができるといことと、それに伴って報告をして頂くことになるので、皆様がどのような活動をしているのかということ ホームページ等で市民に周知できるようにすることが大きなメリットかなと思います。

	これはデメリットと言っていいかどうか分からないんですけど、個人支給に関しては、個人の活動と議員活動の線引きが難しく、議員という人格と個人という人格との線引きが難しい部分が会派よりも出てくると思いますので、説明責任というのか、これまで以上に重要になってくるのかなという感じはします。 前回、山田座長から、そして今、安井委員がおっしゃられたような、会派での融通の利く支出が難しいのかなと。活動報告書は等分に支払いをするのが筋だと思うので、政務活動費が余っているからこの人に活動報告書のお金を多めに払ってもらおうというのを、個人支給でやるのはそぐわないと思うので、そこについては今までよりも若干ドライになってくるのかなというところです。 あとは仮に個人で全部使いたい人がいた場合に、活動報告書を会派で出しましょうというときに、その人が拒否をしたら活動報告書が出せないという、そんなケースがあるのか分からないですけど、そういったことも今後想定されるのかなとは思っています。
山田座長	会派に3人いて1人が賛成しなかった場合、会報紙の支出ができないわけですよ。そこが個人支給であれば、例えば私らですと3人いて2人は賛成したけど1人が反対なら、16万円は支出できて、8万円は残るということですね。
議会総務課員	会派で広報紙を出すけど、費用は2人で払うということですか。
山田座長	自民クラブという名前を使うには3人の合意が必要ですよ。ところが1人が反対したら、広報紙が出せないことになってますね。そういう問題が今までも多々あったんです。会報紙を出すときにクラブ名を使ってもらったら困ると言われると、2人分の16万円が全く使えなくなってしまうという状況が起きるわけなんです。16万円までは使えるということができると思うんですが。
議会総務課員	答えになってるか分からないですけど、自民クラブとして会報紙を出されるなら、やはり3人で等分するのが筋なのかなと思います。個人支給になったとしても会派支給を継続したとしてもそれは変わらないところだと思いますので、今おっしゃったような使い方は多分個人になろうが会派になろうができないのかなというふうには思います。

山田座長	そうすると個人の名前でなら出せるんやね。自民クラブという名前は使わずに。
議会総務課員	個人支給となった場合はそういう使い方になるかと思います。
山田座長	会派と個人の選択制はどちらかを選ばないといけないわけね。
議会総務課員	選択制の場合はどちらかを選んで頂きます。もう一つの選択肢として会派と個人両方に支払うという方法もあります。
山田座長	それでは、再度意見を聞きます。
南谷佳寛委員	選択制で。全くの個人ではなくクラブで話し合って。自民清和会であれば8人のうち3人が視察に行きたい場合、会派の中から出して・・・それは選択制とは違うの。
議会総務課員	選択制というのは、8万円を個人に渡すか会派に支給するかを決めてしまうんです。なので、おっしゃったような会派で3人が行きたいという場合に会派からお金を出すというふうになると、それは選択制で会派支給ということで会派全員に決めてもらわないといけないです。自民清和会がそうする場合は8人全員が会派にお金を納めますという合意形成がとれないと、その使い方はできないです。
南谷佳寛委員	会報紙を出すときに8万円かかって1人1万円ずつ出してということは。
議会総務課員	それは個人支給でも可能です。
南谷佳寛委員	そういうことやね。それなら個人支給がすっきりしていると思います。
安井委員	確認ですが、個人支給は個人で使い切れなかった分は会派で何かやろうよというときに出すことはできますか。
議会総務課員	会派全員が等分してお金を払うのであればいいとは思いますが。

南谷佳寛委員	今の話で、個人で8万円もらってすべて支出して、その後、会報紙を出すのに1万円ずつ出す場合は自分のお金を出せばいいんやけど、8万円使い切っていない人がまだ3万円残っていて、それを会派に入れることは可能ですか。
議会総務課員	そういう使い方は多分難しいかなと思います。
山田座長	会派は組んどるけど、個人支給の場合、収支報告書は個人がやるんですか。
議会総務課員	個人に出して頂くことになります。
山田座長	それは不可能やな、広報紙は一緒に出すんだし。 （「それは分かるようにする方法はある」と呼ぶものあり）
山田座長	それやと個人が使えないようになってしまう。8人いて3人が視察に行くということができなくなる気がするんですよね。
安井委員	有効に使いたいという思いがあって。会報紙とか出して、それも継続したいけれど個人でも視察に行きたいという話をしているだけであって、個人が自由にできるお金と団体のお金を分けることができると言われたんですけど、出来る出来ないは別として一番いいのは、個人支給にして、会派で何か出す場合に合意形成をして、個人支給で支出できると、そうやればいいんですよね。自分は会派のことにはお金を出さないという形はいけないのであって、皆さんが出すというのならいいということですよ。
議会総務課員	そうです。
安井委員	それなら何の問題もないです。
山田座長	収支報告の問題が出てきますのでね。
議会総務課員	収支報告に関しては、領収書とかは会報紙の領収書を全てコピーをとって頂いて、私の負担分はこれだけですよというようにこと書いて報告をしてもらえれば。活動報告書もコピーとって報告書につければ、個人支給でも対応は可

	能かなと思います。
山田座長	極端なこと言うなら会報紙を10万で出したけど、3人の合意ができないんだと、2人の分でやりましたよと、とおりますか。
議会総務課員	合意ができなかった場合はそもそも会報紙を出せないかなと。
山田座長	クラブ名を使わないといけないということになると、1人に反対されると、もう全然使えないですよ、それは今もそうだと思いますけど。それと今南谷佳寛委員が言ってみえた、勉強に行くときに2、3人は行くけど他の方は行かない場合は困るわね。
議会総務課員	それがまさしく個人支給のいいところで、そういった場合にも会派で合意を取らずに個人で勝手に出張できるのがメリットかなと思います。
山田座長	うん、それはいいわね。会報紙やと、3人のうち1人が反対して2人は出すと言った場合は2人の名前で出してもいいことよね。
議会総務課員	会派として合意形成がとれてないということですので、その場合は個人の連名で書いて、広報紙を出してもらうことになるのかなと思います。
山田座長	自民クラブというクラブ名は使わずに栗津議員と山田議員で出しますと言ったときに、それは可能なんですね。
議会総務課員	可能です。
山田座長	では私は個人支給で。どうですか皆さん。
後藤國弘委員	個人支給のメリットとしては、例えば資料の購入とか、個人で活動報告書を出す場合がありますよね。そういったものも政務活動費を使えるというメリットもあるので、個人に政務活動費を支払うべきだと私は思います。 あと会派で何かやるときは、会派全員の合意によって出すのは会派の広報紙なので、会派全員が納得してその分のお金を出します。年間の計画で会派の広報紙は年間に何回

	出しますのでこのぐらいのお金は残しておいてくださいという合意を得ていけば全然問題はないと思いますので、個人支給がいいと思います。
山田座長	後藤徹議員、選択制ということでしたが、今のような考え方でいいですか。
後藤徹委員	別にそれはクラブできちっとやって頂けば問題はないと思いますので、私は選択制というのがほとんど個人を選択しているので個人にしてもらえばいいんですけど、選択制にしておいたほうが小さい会派の中でいいところもあるかもしれないので、ご自身で選択されたらいいんじゃないですかってことで選択制ということでしたので、皆さんが個人支給を選ばれるのなら、個人で結構です。
山田座長	支給方法は個人支給でよろしいですか。 (異議なし)
山田座長	そのように決定しましたので次に支給額について、先ほど事務局からは、「市民一人あたりの政務活動費」ということで、他市を参考にした金額の説明がありましたが、前回の分科会で、同様に事務局から「実際に政務活動にかかっている費用や、今後はこういった活動をしたいという費用を積み上げて、金額決定の参考にしては」という趣旨の発言がありました。 まず分科会のメンバーで「現状、個人の議員活動にかかっている経費や、今後活動に必要と思う経費」を算定して、次回分科会で持ち寄ってみてはと思いますが、皆様の考えを順番にご発言ください。
南谷佳寛委員	他を見ても8万円というところはもうほとんどなくて、どういう経緯で8万円になったのか分らないですが、月1万円の12万円ぐらいが妥当かなと思います。
川柳委員	先ほど言ってしまいましたが、私も今の8万円という数字には根拠が見いだせないなので、今回の資料を見ると月1万円で年12万円ぐらいにするのが妥当だと思います。
後藤徹委員	いくらにするかは8万円を使い切れているか使い切れていないのかも関係があるんですけども、私は自分の広報紙

	を年に 5 回出しますとか、年に 2、3 回視察に行くけど、3 回目の視察に行きたいときにお金がないと行けないなとか、欲しい本が買えないなとかというところでいくと、8 万円は少ないのかなと個人的には思っているんですけど、12 万円で足りるのか足りないのかはご自身の活動の中で少し検討してもらって、もしかすると 15 万円いる人もいるかも知れないですし、今頂いた平均値の中で自分がいくらぐらい使えるといいのかというところで検討したいなとは思っています。とりあえず今ここで 12 万とはっきり言い切れるところはないので、自分の活動状況を確認しますが、少ないのは少ないと思います。
後藤國弘委員	次第書には積み上げ方式や他市の金額を参考にするところなんですけども、個人の支給となると使い方も変わってくると思うので、一度それぞれのメンバーに年間どのくらい必要なかを積み上げて頂いて、それに近い金額にするのが一番妥当かなと思います。8 万円がどうして決まったかわからないように月 1 万円にするという根拠もないので、きちっとした積み上げ方式でやるべきだと思います。
安井委員	活動をしている方と使い切れない方がいると思いますので、皆さんの意見も聞いて頂きながら、出てくる金額が一番いいかなと思います。
山田座長	積み上げ方式か他市の状況を見てこれくらいが妥当だろうというふうにするのか、事務局どうですか。
議会総務課員	今、後藤徹委員と後藤國弘委員からは、積み上げ方式という趣旨の発言があったと思うんですけど、他の委員がそれでよければ積み上げ方式ですし、そうでなくて月 1 万だと、皆さんがそうお決めになるかどうかという話ですので、皆さんでお話頂ければいいかなと思います。 もし積み上げ方式にする場合はどういったものに使えるのかということを書いた資料をお渡ししましたので、それを見てもらいながら。自分がどういう活動を個人でやっているのか、今後こういう活動をしたいということを書いて出してもらう様式はご提供しますので、どういった形でも事務局は大丈夫です。
山田座長	後藤徹委員と後藤國弘委員は積み上げ方式で、他の委員は金額をおっしゃって頂きましたのでそれはそれとして進

	めていくということによろしいですね。 (異議なし)
山田座長	それでは、積み上げ方式の提出日は。
議会総務課員	提出は次回開催日の直前でも結構ですので、これから開催日を決められたらどうかなと思います。
山田座長	次の会議なんですが、皆さんご都合のいいときは。それから事務局、いつ頃までにやったほうがいいの。
議会総務課員	以前、議長から 12 月に中間報告という話があったと思うので、個人支給ということは決まりましたけど、金額についてどんな金額が妥当だということをその場で報告するのなら、11 月中にもう 1 回やって頂けるとありがたいかなと思います。
山田座長	11 月 14 日午前 10 時でお願いします。提出の関係はいつにしますか。
議会総務課員	2 日前の 12 日くらいまでに頂けると。
後藤國弘委員	様式は任意でもいいですか。
議会総務課員	自分で作って頂いても結構です。
野口議長	今後のスケジュールについて言わなくていいの。
議会総務課員	失礼しました。他の分科会では年度中に分科会の方向性を決めるという意見が出ていまして、政務活動費も年度内に個人支給とか金額については結論出されてはどうかと思うんですけど、どうでしょうか。
山田座長	年度内ということは 3 月までですね。12 月に中間報告で、3 月までに他の分科会と揃って委員会に提出するという事でいいですか。 (異議なし)
山田座長	それではそのようにします。以上で分科会を終了します。

	ご苦労様でした。 【閉会＝午前 10 時 59 分】
--	--